

令和8年度地域密着型サービス施設 整備事業者公募要領

地域密着型介護老人福祉施設
看護小規模多機能型居宅介護

1 公募の趣旨

介護保険法に基づく第9期白山市介護保険事業計画（令和5年度～令和8年度）における地域密着型サービスの基盤整備を進めるため、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）及び看護小規模多機能型居宅介護の整備事業者を公募します。

2 公募する地域密着型サービス施設の種類の種類、整備圏域及び整備数

施設の種類の種類	定員等	整備圏域	整備数
①地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	29床以下 全室個室ユニット型 1ユニット10床以下	松任中央圏域 （松任・一木・林中・山島）	1か所
②看護小規模多機能型居宅介護	(ア)登録定員29人以下 (イ)通いサービス:(ア)の1/2～15人まで (ロ)宿泊サービス:(イ)の1/3～9人まで	圏域指定なし	1か所

※①②ともに、スプリンクラー設備の設置を行うこと。

(1) 整備年度

令和8年度内に完成、または令和8年度内に工事請負契約書を締結し、令和9年度内に運営を開始するものとします。

(2) 日常生活圏域の人口等

(令和7年4月1日現在)

区分	人口	高齢者人口	高齢化率	要介護認定者数
市全体	112,356人	32,601人	29.0%	5,837人
松任中央圏域	26,003人	7,257人	27.9%	1,374人

3 応募の要件

(1) 次の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 法人格（設立予定を含む）を有していること。設立予定の場合は、法人の設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること。
- ② 整備事業の運営を直接行う事業者であること。

- ③ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、白山市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の更生団体の構成員を含む。）の統制下でない団体であること。

(2) 応募計画について

- ① 整備予定地は、原則、市街化区域であること。
- ② 土地にかかる法的規制については、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ施設整備が可能であることを確認したものであること。
- ③ 白山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第47号）、白山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第48号）のほか、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。
- ④ 長期的に適正で安定した事業運営ができるものであること。
- ⑤ 整備予定地に抵当権等の施設存続に支障となりえるような権利設定がなされていないこと。または、その権利の抹消が確実であること
- ⑥ 整備予定地または建物が貸与の場合、賃貸借契約等（契約期間は10年以上）で確保が確実に見込まれること。
- ⑦ 併設施設がある場合は、市と事前協議を行うこと。

4 応募方法

- (1) 応募する者は、「地域密着型サービス施設整備事業者公募申込書」に必要事項を記入の上、「応募に必要な書類」とともに提出してください。
- (2) 応募期間は、令和8年5月7日（木）～令和8年6月1日（月）
午前9時00分から午後5時00分までとします。
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (3) 提出先 白山市健康福祉部長寿介護課 介護保険係
電話番号 076-274-9529（直通）
- (4) 提出方法 施設長（予定）または代表者が持参してください。
書類の確認を要するため、郵送での受付は行いません。

5 提出書類

(1) 提出書類 正本1部、副本(写し)5部の合計6部

※公募申込書は、1部のみ(印あり)

(2) 応募申請書提出にあたっての留意事項(必ずお読みください)

以下の①～⑨に留意の上、応募申請書を提出してください。

- ① 提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却いたしません。
- ② 応募申請書の提出にあたっては、受付期間終了直前を避け、余裕をもって提出してください。
- ③ 提出書類は、表紙、背表紙に「令和8年度 ○○○の応募申請書・事業者名」と記載したA4ファイルに綴じて、提出してください。

(例) 「令和8年度 地域密着型介護老人福祉施設の応募申請書 □□会」

- ④ 提出書類の用紙サイズは、証明書類など所定様式のものを除き、A4・A3以外は使用しないでください。
- ⑤ 提出書類は、片面印刷とし、ステープル等で綴じないでください。
- ⑥ 項目ごとに、白表紙を入れ、「(3) 応募に必要な書類」の書類番号を表記したインデックスをつけてください。
- ⑦ 正本には、すべて原本を添付してください。なお、贈与契約書や寄附確約書等の契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行ってください。

(例) この写しは原本と相違ありません。

令和○○年○○月○○日

社会福法人 △△△△

理事長 □□ □□ 実印

- ⑧ 所定の応募申請書等のほか、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑨ 所定の応募申請書等は、白山市のホームページからダウンロードできます。

(3) 応募に必要な書類

書類番号	書類名	説明	小規模特養	看護小規模多機能	様式
1	公募申込書	各事業共通	○	○	有
2	事業計画書	(2-1) 地域密着型介護老人福祉施設用	○		有
		(2-2) 看護小規模多機能型居宅介護用		○	
3-1	代表者の履歴	参考様式	○	○	任意
3-2	定款（寄附行為）	最新のもの	○	○	任意
3-3	法人登記事項証明書	応募前3ヶ月以内のもの	○	○	所定のもの
3-4	事業経歴及び実績	現在運営している事業に関する資料（パンフレット等含む）	○	○	任意
3-5	法人決算書	貸借対照表、損益計算書（又は事業活動計算書）、財産目録等 ※直近3事業年度のもの ※法人全体及び事業別のもの	○	○	任意
3-6	納税証明書	・直近2年分、要原本 ・国税（法人税、消費税及び地方消費税）：未納の税額がないことの証明 ・都道府県税、市税：全税目において未納がないことの証明	○	○	所定のもの
3-7	預金残高証明	施設整備に係る自己資金が確認できるもの（直近月末のもの）	○	○	任意
3-8	実地指導結果通知写し	現在運営している介護保険事業の実地指導における結果通知（直近のもの）	○	○	所定のもの
3-9	役員名簿		○	○	任意
3-10	誓約書	介護保険法第78条の2第4各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	有
3-11	会議録等	本事業公募に係る理事会、評議会等での審議内容がわかるもの	○	○	任意
4-1	位置図	付近見取図	○	○	任意
4-2	図面	配置図、平面図（各居室等の面積がわかるもの）、立面図	○	○	任意
4-3	土地・建物に係る関係機関との協議状況	建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び指導概要	○	○	任意

4-4	併設または隣接施設の概要	併設または隣接施設がある場合	○	○	任意
4-5	設備・備品等一覧		○	○	任意
4-6	土地登記簿謄本写し		○	○	所定のもの
4-7	土地売買契約書 (覚書)	土地購入の場合	○	○	任意
4-8	土地賃貸借契約書 (覚書)	借地の場合	○	○	任意
4-9	土地寄附契約書 (覚書)	寄附の場合	○	○	任意
4-10	抵当権解除確約書 (覚書)	抵当権がある場合	○	○	任意
4-11	相手方の印鑑登録 証明書	土地購入、土地賃貸借、土地寄附の 場合	○	○	所定のもの
4-12	住民説明会開催状況	住民説明会を実施した場合	○	○	任意
4-13	事業進行予定表	サービス開始までの事業進行予定 表	○	○	任意
5	衛生管理等の指針	衛生管理マニュアル、感染症対策マ ニュアル、職員研修案等	○	○	任意
6	事故防止、安全管理 の対応	事故防止マニュアル、個人情報管理 マニュアル、苦情対応マニュアル、 身体拘束防止に係る指針等	○	○	任意
7	災害時の対応	消火設備・備品一覧表、非常災害対 策マニュアル、消防計画、緊急連絡 体制一覧表等	○	○	任意
8	利用料金表		○	○	任意
9	運営推進会議委員 名簿	未定の場合は提出不要	○	○	任意
10-1	管理者履歴	資格等がわかるものを添付。(参考 様式) 未定の場合は提出不要	○	○	任意
10-2	生活相談員履歴	資格等が分かるものを添付。(参考 様式) 未定の場合は提出不要	○		任意
10-3	介護支援専門員履歴	資格等が分かるものを添付。(参考 様式) 未定の場合は提出不要	○	○	任意
10-4	勤務形態一覧表	併設施設等がある場合は、施設単位 で記載すること。(参考様式)	○	○	任意
10-5	従業者雇用計画書	(参考様式)	○	○	任意
11-1	協力医療機関内諾書	未定の場合は提出不要	○	○	任意
11-2	協力歯科医療機関 内諾書	未定の場合は提出不要	○	○	任意

11-3	嘱託医内諾書	未定の場合は提出不要	○		任意
12-1	資金計画書	事業所開設に係る資金計画（参考様式） 併設施設等がある場合は、施設単位で記載すること。	○	○	任意
12-2	収支予算書	事業開始年度の事業収支予算書（参考様式） 併設施設等がある場合は、施設単位で記載すること。	○	○	任意
12-3	借入金償還計画表		○	○	任意
12-4	融資（可能）証明書等	金融機関等から借入する場合で、融資（予定）額がわかるもの	○	○	任意

6 公募に関する質問事項の受付及び公募説明会の実施

(1) 公募内容に関する質問の受付について

- ① 受付期間 令和8年4月13日（月）～令和8年4月24日（金）
- ② 受付方法 質問票に記入のうえ、FAXまたはメールにて提出
(用紙は「公募説明会参加申込書・質問票」)
Fax : 076-275-2211
E-mail : choujyu@city.hakusan.lg.jp
- ③ 質問・回答 受け付けた質問は、公募説明会において回答します。
公正を期すため、窓口・電話で個別には回答いたしません。

(2) 公募説明会の開催

- ① 日時 令和8年5月1日（金）午後1時30分から
- ② 場所 白山市民交流センター 4階 403会議室
- ③ 出席者の報告 公募説明会参加申込書・質問票により報告
(受付期間は、質問受付期間と同様)
なお、会場の都合により参加者は1応募者につき2名までとします。

7 整備事業者の選定方法

- (1) 市が設置する選定委員会の審査に基づき、市長が決定します。
- (2) 審査方法は、書類及びヒアリング等による選考方式により行います。
- (3) 審査の結果、整備事業者が決定されない場合があります。
- (4) 整備事業者の応募がない場合、または整備事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。
- (5) 審査の基準

- ① 本事業公募に応募した動機
- ② 運営事業者の運営理念及び地域密着型サービスに対する考え方
- ③ 運営事業者の経営状況及び実績（運営計画）
- ④ 土地・建物（施設、設備）の概要及び施設整備に対する地域住民の理解
- ⑤ 衛生管理等の対策
- ⑥ 事故防止等の安全対策
- ⑦ 防災体制
- ⑧ 入所者・利用者への対応（機能訓練、認知症高齢者ケア、虐待防止対策等）
- ⑨ 地域住民・家族との交流、ボランティアの受入計画
- ⑩ 管理者、従業者等の状況及び雇用計画、研修計画等
- ⑪ 協力医療機関等との連携体制
- ⑫ 資金計画
- ⑬ 事業収支計画
- ⑭ 白山市（地域）に対する貢献度
- ⑮ その他審査に必要な事項

8 今後のスケジュール予定

令和8年5月1日	公募説明会
5月7日～6月1日	応募受付
6月上旬	書類審査及びヒアリング
6月中旬	選定及び選定結果連絡

9 選定結果

- (1) 選定結果は、応募された各事業者にも文書で通知します。
- (2) 選定結果についての質問や異議申立は、一切受け付けません。
- (3) 次の事由に該当する場合は失格とし、選考対象としません。
 - ① 提出書類に不備がある場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③ ヒアリングに出席しない場合

10 整備補助金について

- (1) 白山市では、施設整備に対して「石川県介護基盤施設等整備費補助金」を活用した補助金交付を予定していますが、市単独での上乗せ補助は行いません。
また、補助金を活用される場合は、事業者は入札等について市の指導・監督等に従わなければなりません。

【施設ごとの補助予定額】

施設の種類	補助予定額（上限）
①地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	160,370千円
②看護小規模多機能型居宅介護	41,500千円

(2) 開設準備経費補助金については、補助の予定はありますが、資金計画には見込まないでください。

11 その他

- (1) 整備事業者を選定された事業者は、施設の建設等が完了後、事業開始予定日の1か月前までに必要な書類を揃えて、介護保険法に基づく事業者の指定申請を行ってください。
- (2) 上記10の整備補助金を活用する場合は、あわせて補助金交付申請等の手続きを行ってください。